

○越谷市斎場設置及び管理条例施行規則

平成 17 年 7 月 12 日

規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市斎場設置及び管理条例（平成 17 年条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長（条例第 17 条第 1 項の規定により指定管理者に越谷市斎場（以下「斎場」という。）の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条において同じ。）に提出しなければならない。

(1) 火葬炉、待合室、式場及び霊安室（以下「火葬炉等」という。）

越谷市斎場使用許可申請書（第 1 号様式）

(2) 動物火葬炉 越谷市斎場（動物火葬炉）使用許可申請書（第 2 号様式）

2 火葬炉の申請者は、前項第 1 号に規定する申請書を提出する際に、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付するものとする。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 8 条に規定する火葬許可証又は改葬許可証

(2) 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 2 項に規定する診断書

(使用許可)

第 3 条 市長は、斎場の使用を許可したときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる使用許可書兼領収書を申請者に交付するものとする。

(1) 火葬炉等 越谷市斎場使用許可書兼領収書（第3号様式）

(2) 動物火葬炉 越谷市斎場（動物火葬炉）使用許可書兼領収書（第4号様式）

（使用料の納付）

第4条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第13条に規定する使用料を使用許可書の交付の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第5条 条例第14条に規定する使用料（火葬炉及び待合室に係る使用料に限る。）の減額又は免除は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条に基づき、本市（斎場事務委託市及び斎場事務委託町にあつては県の福祉事務所を含む。）で保護の決定を受け、本市（斎場事務委託市町を含む。）に居住し、及び現に受給している者が、祭祀を主宰する者となったとき。 免除

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条に規定する行旅死亡人に係る遺体の火葬をするとき。 免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が相当と認める割合

2 使用料の減免を受けようとする使用者は、越谷市斎場使用料減免申請書（第5号様式）を市長に提出するとともに、必要な書類を添付し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、越谷市斎場使用料減免承認書（第6号様式）を使用者に交付するものとする。

（既納使用料の還付）

第6条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰すことができない理由により、斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、越谷市斎場使用料還付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、越谷市斎場使用料還付承認書（第8号様式）を使用者に交付するものとする。

（遵守事項）

第7条 斎場の施設等を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 斎場の敷地内に宮型霊柩車を乗り入れないこと。

(2) 斎場の敷地内に花輪を設置しないこと。

(3) 物品の販売その他これに類する商行為をし、又は寄附の募集等の行為をしないこと。

(4) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。

(5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(6) 騒音、怒声、放歌その他喧騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。

(7) その他管理上必要な指示に従うこと。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年7月25日から施行する。

（越谷市斎場設置および管理に関する条例施行規則の廃止）

- 2 越谷市斎場設置および管理に関する条例施行規則（昭和 4 8 年規則第 4 9 号）は、廃止する。

附 則（平成 2 1 年規則第 4 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 越谷市斎場設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 1 6 号）第 1 7 条第 1 項の規定により指定管理者に越谷市斎場の管理を行わせるときは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の越谷市斎場設置及び管理条例施行規則の規定により市長がした使用に係る手続きその他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この規則による改正後の越谷市斎場設置及び管理条例施行規則の相当規定により当該指定管理者がした使用に係る手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 2 9 年規則第 4 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 3 1 年規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

越谷市斎場使用許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛
(越谷市斎場指定管理者)

斎場予約番号	
申 請 者	ふりがな 氏 名 住 所 電 話 死亡者との続柄
死 亡 者	ふりがな 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 男 ・ 女 死 亡 日 時 年 月 日 (満 歳) 住 所 本籍(国籍) 死 因 1類等感染症 ・ その他
火 葬 場	火 葬 日 時 年 月 日 時から 火 葬 種 別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待 合 室 室
葬 祭 場	式 場 通夜 年 月 日 時 分から 告別 年 月 日 時 分から 祭 壇 仏式・神式・キリスト教式・厨子式・持ち込み 霊 安 室 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
減 免 申 請	有 (免除・減額) ・ 無

第2号様式(第2条関係)

越谷市斎場(動物火葬炉)使用許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

(越谷市斎場指定管理者)

申 請 者	ふりがな 氏 名 住 所 電 話
火 葬 場	火 葬 日 年 月 日 開 始 時 間 9 : 00 ・ 14 : 30 ・ 16 : 00 区 分 10kg未満 ・ 10kg以上40kg未満 ・ 40kg以上60kg未満 種 類 犬 ・ 猫 ・ その他()

第3号様式(第3条関係)

越谷市斎場使用許可書兼領収書

使用許可番号	
使用者名	
死亡者名	
火葬場	火葬日時 年 月 日 時から 火葬種別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待合室 室
葬祭場	式場 通夜 年 月 日 時から 告別 年 月 日 時から 祭壇 仏式・神式・キリスト教式・厨子式・持ち込み 霊安室 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用料	円
減免申請	有(免除・減額) ・ 無
使用条件	
年 月 日 上記のとおり使用を許可します。 越谷市長 印 (越谷市斎場指定管理者)	

領 収 書		年 月 日
様		
金額 円		領収印
越谷市斎場使用料として、上記金額を領収しました。		取扱者

第4号様式(第3条関係)

越谷市斎場(動物火葬炉)使用許可書兼領収書

使用許可番号	
使 用 者 名	
火 葬 場	火 葬 日 年 月 日 開 始 時 間 9 : 00 ・ 14 : 30 ・ 16 : 00 区 分 10kg未満 ・ 10kg以上40kg未満 ・ 40kg以上60kg未満 種 類 犬 ・ 猫 ・ その他()
年 月 日 上記のとおり使用を許可します。 越谷市長 (越谷市斎場指定管理者) 印	

領 収 書	年 月 日	
_____様		
金額 _____ 円		
越谷市斎場使用料として、上記金額を領収しました。	取扱者	領収印

第5号様式(第5条関係)

越谷市斎場使用料減免申請書

年 月 日

越谷市長 宛

斎場予約番号					
申 請 者	ふりがな 氏 名 住 所 電 話 死亡者との続柄				
死 亡 者	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日 (満 歳) 死亡日時 年 月 日 時 分頃 住 所				
火 葬 場	火葬日時 年 月 日 時から 火葬種別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待合室 室				
申 請 理 由					

第6号様式(第5条関係)

越谷市斎場使用料減免承認書

使用許可番号	
申請者名	
死亡者名	
火葬場	火葬日時 年 月 日 時から 火葬種別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待合室 室
承認理由	越谷市斎場設置及び管理条例施行規則第5条第1項第 号の規定により する。
使用料	円
減免額	円
減免後の使用料	円
年 月 日 上記のとおり使用料の減免を承認します。 越谷市長 印	

第7号様式(第6条関係)

越谷市斎場使用料還付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

使用許可番号	
申 請 者	ふりがな 氏 名 住 所 電 話 死亡者との続柄
死 亡 者	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日 (満 歳) 死亡日時 年 月 日 時 分頃 住 所
火 葬 場	火葬日時 年 月 日 時から 火葬種別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待合室 室
葬 祭 場	式 場 通夜 年 月 日 時 分から 告別 年 月 日 時 分から 霊安室 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
申 請 理 由	
既 納 使 用 料	円

第8号様式(第6条関係)

越谷市斎場使用料還付承認書

使用許可番号	
申請者名	
死亡者名	
火葬場	火葬日時 年 月 日 時から 火葬種別 12歳以上・12歳未満・死産児・改葬・身体の一部 待合室 室
葬祭場	式場 通夜 年 月 日 時から 告別 年 月 日 時から 霊安室 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
還付理由	越谷市斎場設置及び管理条例施行規則第6条第1項第 号の規定により還付する。
既納使用料	円
還付額	円
還付後の使用料	円
年 月 日 上記のとおり使用料の還付を承認します。 越谷市長 印	

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 2 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 6 条関係）

第 8 号様式（第 6 条関係）